

昭和二十六年十一月二十九日(木曜日)
午後一時三十八分開会

十一月二日委員瀧井治三郎君辭任につき、その補欠として中川幸平君を議長において指名した。

十一月十四日委員深川タマエ君辭任につき、その補欠として大隈信幸君を議長において指名した。

委員長 岩崎正三郎君
理事

委員
中川 幸平君
柏木 庫治君

石坂 豊一君
大島 定吉君
大隈 信幸君

國務大臣
郵政大臣
電氣通信大臣
佐藤 榮作君
政務委員

郵政省貯金局長	小野	吉郎君
郵政省經理局長	中村	俊一君
事務局員		

常任委員會專門員 生田 武夫君
常任委員會專門員 勝矢 和三君

本日の會議に付した事件
便振替貯金法の一部を改正する法
案（内閣提出、衆議院送付）

委員長（岩崎正三郎君） それでは只
り委員会を開会します。

律案でございますが、本日委員会に付

ので、今日は本審査をやるわけであり
ます。郵政大臣が説明するわけであり
ましたけれども、都合によつて遅れま
すので、小野政府委員から提案の説明
をお願いします。

○政府委員(小野吉郎君) 只今議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便振替貯金に関する料金の引上げを行い、最近における人件費及び物件費の高騰に伴う経費の不足を補うと共に、拂出金額の制限額を引上げて利用者の利便を図ろうとする

るものでありまして、その内容は、次の通りであります。

第一は、拂込、振替及び拂出の料金と拂出証書の再交付の料金を改めることとであります。その引上割合は総体におきまして約二割四分と相成つておる

第二は、料金の免除及び低減に関するものでありますが、なおこの機会におきまして、料金体系の合理化、簡素化を図ることとしたのでありまして、部分的には引下となるものもあるものであります。

る規定を改めたことでありまして、従乗加入者が自己の口座に拂い込む場合には、通常拂込の料金は免除し、電信拂込の料金は一般の料金よりも低減しているのではありませんが、この規定を悪用して料金の免除を図る者があります。

ので、これを防止するため、この料金

拂込の場合に限ることとしたのであります。これと関連いたしましたして、取扱の便宜上、加入者が自己の口座に拂い込む場合の料金は、すべて加入者の口座から徴収することとしたのであります。

第三は、拂出金額の制限額の引上であります。現在口座加入者が拂出しを請求するために差出す拂出書のコピーが提出されれば、その限りではよいのですが、

は、原則として一枚につき一万円までとなつておりますため、一万円をこえる拂出については、何枚も拂出書を書く不便がありますので、拂出書の種類は別に制限しないこととし、又拂出の

請求によつて口座所管庁から発行される拂出証書の金額は、現在拂出書と同様一万円となつておりますのを、現下の経済事情にも鑑がみ十万円に引き上げることにした次第であります。

以上が只今議題となりました郵便振

替貯金法の一部を改正する法律案の内容でありますが、何とぞ十分御審議の上、速かに可決せられますようお願いする次第であります。

○委員長 岩崎正三郎君　御質問ありませんか。

○中川幸平君　これまで提出の制限額があつて、加入者に非常に不便であつたという点がこの改正案で直るんであります、そういたしますと、今後かような点に加入者の増加ということに資費内にも随ふこととなります。

か、それと又利子上げの問題も郵便

の引上げもお考えになつておりますか
どうか、お尋ねいたします。

○政府委員(小野吉郎君) 今回の振替
貯金法の改正によりまして、従来のい
ふ下は、余りつづき、あり、上は、

を必要といたします場合には、一万田

に区切つた数枚の拂出書を出さなければならぬ、こういうことに相成つておつたのでありまして、これは利用者のためからも、又局の事務の上から申しましても非常に手数のかかることで

ございます。かた／＼そういった方面を解決するために、こういうた改正を行うわけでありますが、これに関連いたしまして、郵便振替貯金制度の利用の關係につきましては、従来終戦當時から見ますと、逐年利用の増を來たし

ているような現状でございます。なおこの制度がほかの金融機関等におきまして例を見ない郵政省独自の為替送金と郵便貯金、この両者を兼ね合せた一つの制度になつておりますので、利用者には非常に便利と考えられている

わけであります。従いましてこれの利
用の増加、国民の利便の増進について
如何ような考えを持つているかという
こういうお尋ねでございますが、私だ
も郵便振替貯金事業を扱つておる者と
いたしまして、城子御同青葉、御里

解の深い御質問で敬意を表し、感謝い

常に力を入れて参つておるのでありますが、予算の許します限り、あらゆる機会にそうした周知を図つておるわけであります。従来におきまして、

投資資金の項、これは一つの簡易なパンフレットになっておりますが、制度の内容がよく簡単に明瞭にわかりやすくように作成したものでございます。こういうものを利用者或いは将来利用

して頂けるであらう方面に配つてもありますし、又加入を勧奨いたしますやうにいろいろなちからし類も配付いたしております。その他新聞紙上に提供をしておりまして、新聞において宣伝して

頂くとか、或いはラヂオ等を通じましても利用の簡便に努めて参つておるわけでございます。今後におきまして、そういった制度の周知には特に力を入れて参りたいと思うのであります。特に今回の制度改正に関連いたし

まして、改正の要点等につきまして、十分に周知を圖らなければならぬことを考えるのでありまして、現在をういつた制度改正のための周知のリーフレットを調製する予定に相成つております。その配布スターを周知いたします。

ますとか、ラデオを利用し、或いは新聞、又更に最近民間放送等も利用できると分野として考えられますので、そういういくつかの方面を利用いたしまして、この制度の非常に便利な点を十分周知徹底し、これによりに取組むにつて参り

いと思います。

お尋ねの第二点の郵政貯金法の関係でございますが、これ又郵政貯金の利率が一般金融機関の金利に比較いたしまして、非常に低位にございまして、できるだけ早くこれを改正すべく、郵政省といしましても努力をして参つたのであります。大体この法案につきましては、相当早く閣議には提出いたしまして、実質上の了解は得ておるような状況でございまして、これにはいろいろ他の諸般の手續を完了いたさなければならぬわけでございまして、そういう手續がまだ十分に完了いたしておりませんので、是非この国会で御審議を頂く、かように考へておたのであります。現在のところまだそのように取進び得ないことを非常に遺憾に考へる次第でございます。

○大隈信幸君 第三の理由のところについて、何か数字的な統計的な御説明資料がございまして、例えば最高十万円に押えていらつしやるわけですが、それも恐らく統計的に出て来た結果から十万円に押えていらつしやると思ふのですが、簡単に御説明できるならばして頂きたいと思ひます。

○政府委員(小野吉郎君) これは東京地方貯金局において実算をいたした資料でございますが、それによりまして、拂出金額一万円を超えする取扱いは、全国から年間約二万三千件という数になつております。この二万三千件は拂出の総件数に對しまして〇・五％という比率に相成つております。〇大隈信幸君 十万円という限度をおきめになつた根拠はどこにあるのですか。

○政府委員(小野吉郎君) これには別

段に積極的な理由もないのでございまして、物価指数等々の関係も睨み合して、又その通りには参りませんですから、一応十万円見當にいたしておきまして、大体の需要に應じ得るのじやあるまいか、又更に今の一万円を超える取扱いが全件数の〇・五％に相当することを御説明申上げたのであります。そういうものは大体におきまして殆んど十万円の枠内、こういうような実情でございまして。

○中川幸平君 本件は先般の委員会において懇談のいろいろお話を聞いたわけでありまして、質疑を打切つて討論に入られんことの動議を提出いたします。

○委員長(岩崎正三郎君) それでは質疑もないようでございますから、討論に入ります。御意見がありましたらお述べを願ひます。

○中川幸平君 戦後次々と物価が上つて、即ち貨幣価値が非常に下つておるのであります。にもかかわらず、郵政省は旧体依然としておかしければ、貯金の制限額或いは簡易保険の制限額等が、いろいろの關係もあつておられ、未だに改訂になつておらん。これらもいづれは制限額を上げなければならぬものと考えております。この振替貯金の關係にいたしましても、加入者の非常に不便な点をこの改正法によつて是正されたというように我々も感ずるのであります。さういふ点からいたしまして、この改正案は非常に妥当なものと考へまして賛成の意を表する次第であります。

○委員長(岩崎正三郎君) ほかに御意見ございませんか……それでは特に御意見もないようでありますから、本

案の採決をいたします。本法案に賛成のかたの挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎正三郎君) 総員挙手と認めます。よつて満場一致を以て可決いたしました。賛成のかたの御署名を願ひたいと思ひます。

多数意見者署名

中川 幸平 柏木 康治
石坂 豊一 大島 定吉
大隈 信幸

○委員長(岩崎正三郎君) それでは原案通り可決されたことにつきまして、本会議における報告は例によつて委員長に御一任願へば結構だと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎正三郎君) それではさう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十四分散会

十一月九日本委員会に左の事件を付託された

一、長野地方貯金局の郵便貯金原簿移管反対に關する陳情(第一五二号)

一、簡易郵便局救済に關する陳情(第一六七号)

第一五二号 昭和二十六年十月二十六日受理

長野地方貯金局の郵便貯金原簿移管反対に關する陳情

陳情者 長野県議會議長 片桐知

長野地方貯金局所管郵便貯金原簿を移し替へる計画があることであるが、もし同貯金局所管の原簿を移し替

えるようなことがあれば、従業員は地元出身者が多い上、女子従業員はその半数以上を占め、多数の失業者を出し、ゆゆしい社会問題をひきおこす結果となる。なお、同局が全国二十八地方局中他と比較できない優秀局として定評のある際、いたずらにこれを分散することは郵政事務独立採算達成の上から、むしろ逆行するものであるから、現状を維持せられたいとの陳情。

第一六七号 昭和二十六年十月二十九日受理

簡易郵便局救済に關する陳情

陳情者 大分県大分郡南庄内村南庄内簡易局内 楠芳雄

簡易郵便局は、(一)取扱事務の範圍が小さい、(二)保障するところがない、(三)地方公共団体の寄生虫的存在である等の欠陥があつて苦しい運営を余儀なくされてゐるから、早急にこれが救済の処置を講ぜられたいとの陳情。

十一月十五日本委員会に左の事件を付託された

一、富山市豊田簡易郵便局昇格に關する請願(第一〇三三号)

一、神奈川大磯町東小磯に特定郵便局設置の請願(第一〇四号)

一、東京都板橋郵便局庁舎新築に關する請願(第一〇三三三号)

一、香川県高松郵便局に電報受付および配達事務開始の請願(第一〇四二二号)

一、高松市吉原郵便局切手発行に關する請願(第一〇五五五号)

第一〇三三三号 昭和二十六年十一月七日受理

富山市豊田簡易郵便局昇格に關する請願

請願者 富山市豊田町 家城辰郎 外二十九名

紹介議員 石坂 豊一君

富山市豊田簡易郵便局は、開局以來滿一箇年を経過したが、依然として特定局に昇格しないため、住民は非常に不便を感じてゐるから、すみやかに本局を特定局に昇格せられたいとの請願。

第一〇四号 昭和二十六年十一月七日受理

神奈川大磯町東小磯に特定郵便局設置の請願

請願者 神奈川県中郡大磯町西小磯八五 鶴岡フサ子

紹介議員 石村 幸作君

神奈川大磯町は、政治経済方面の指導者多く、かつ戦後東京地区より多数の転住者があり観光住宅地として人口も急激に増加しているが、本町における郵便局は、集配局として大磯町郵便局と中郡旭村に無集配の旭郵便局があるのみで郵便業務に對する需要度と實際の狀態との間に大きな隔たりがあり、郵便業務の停滯をきたしているから、本町東小磯二百九十四番地に特定郵便局を設置せられたいとの請願。

第一〇三三三三号 昭和二十六年十一月八日受理

東京都板橋郵便局庁舎新築に關する請願

請願者 東京都板橋區長 澁谷常三郎外七名

第二十條第二項中「通常拂込の料金」を「通常拂込の料金及び加入者が自己の口座に拂込をする場合における拂込の料金」に改める。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條（條拂出証書の金額の制限） 拂出証書の金額は、一枚につき、十万円以下とする。但し、

加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の請求又は第十九條第四項に規定する通常現金拂の請求に対して発行する拂出証書については、この限りでない。

第四十九條第二項中「十円」を「二十円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

2 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八條第二項及び第三十九條第二項中「十円」を「二十円」に改める。